

夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議 議事要旨

会議名	第 4 期夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議（第 9 回）
日時	令和 5 年 3 月 1 日（水）18 時 30 分～19 時 50 分
出席	山中ゆう子、米原立将、安部芳絵、段城孝彦、井村良英、小畑くるみ、千頭和正巳、田中光晴、黒田淑美、平野静香、小松佳世子、坂下香澄、佐藤米子、伊東祐也、鈴木正明、松本零、千葉優和子、横内幸子、伊藤梓、大河原鳳臥、葛野智哉 [事務局] 矢ノロ子ども家庭部長、五箇野子育て推進課長、平川、江利竹内子ども育成課長、加藤保育課長、江頭保育振興担当課長
欠席	畔田世紀子、田口美幸、園田智恵、栗原一雄、石田千紘、松村咲
配布資料	立川市保育園における医療的ケア実施に関するガイドライン（案）について 第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進のための提言（案）
会議場所	立川市役所 302 会議室

1. 立川市保育園における医療的ケアの実施に関するガイドライン（案）について

(1) 事務局（保育振興担当課長）からの報告

- ・ 安心感を持てる医療的ケアの提供、子どもの成長や発達に応じた保育と、乳幼児にふさわしい環境の確保を目的として基本的な考え方を示すもの。
- ・ 経管栄養、喀たん吸引、導尿、酸素療法を基本的なケアとし、その他の医療的ケアは個別の状況に応じていく。
- ・ 対象施設は、市内の認可保育所。
- ・ 各保育所には看護師が配置されているが、手が足りない場合は追加での配置を考えている。
- ・ 保育士も特定の研修を受講することで医療的ケアへの対応が可能となったので、複数対応が見込まれる。
- ・ 医療的ケア児の入園にあたっては、医師、保育園の園長、行政による入園等検討委員会に諮り、ケアが可能かの確認を行い、可能なら入園申請に進み、難しい場合は他の支援を検討する。

(2) 委員からの質問・意見等

- ・ Q 入園等検討委員会の位置づけについて。
A 市が責任を持って医療的ケアの子どもを受け入れるので市が主導で行うもの。
- ・ Q 検討の結果、受け入れが難しい場合に保護者に理由を説明するとなっているが、検討の過程で保護者の意見を聞くことはあるのか、子どもの意見はどのように聞くのか。
A 現時点での想定では入園等検討委員会に諮る前に保護者や主治医から話を聞く機会を持ちたいと考えている。子どもの意見に関しては、乳幼児でもあり現時点では想定していない。
- ・ Q 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、ガイドラインは学童保育所や学校も対象となるが、それらについての所管について。
A 学校は教育委員会、学童保育所は子ども育成課となると回答。学童保育所に関する

る補足説明が示される。①学童保育所ではガイドライン作成に至っていない、その理由として看護師が配置されていないこと、施設も手狭なところが多く、医療的ケア児の安全を確保しつつ、全体の保育を支障なく行うのは難しい、③今後受け入れに関しては検討を進めていく。

- ・ Q 医療的ケアの実施者について人材確保が困難なことが考えられるが、その対策はどのようなものか。
A 人材確保は今後も続く課題と認識しており、法人立で受け入れを行う場合には市も支援を行っていく。
- ・ Q ガイドラインの保育園の園長の役割について、医療的ケア児の受け入れに向けた環境整備は、子どものタイプによって異なってくる。都度の整備より、類似するタイプの子どもは同じ園に行くようにすれば、医療的ケア実施者のスキルも向上できるのではないか。
A 提案の内容は合理的であると認識しているが、保護者の入園の選択肢も考慮する必要があるのでバランスを考えていきたいと回答。
- ・ Q 入園等検討委員会では、入園に関すること以外も議題となるのか。
A 受け入れ後の子どもの情報共有等行っていきたい。
- ・ Q 医療的ケア児を持つ保護者は就労が難しい場合が考えられるが、これから働きたい保護者が受け入れの対象となるか。
A 現状は仕事と子育ての両立支援の面から就労している保護者を対象と考えている。今後子どもの数が減るなど、状況が変われば広く受け入れる検討をしていくことになる。
- ・ 就学前の子どもであっても意見を聞いていただきたい、学童保育所におけるガイドラインについてもできるだけ検討してほしいとの要望。

2. 提言書（案）について

(1) 事務局（子育て推進係長）から、前回の案からの修正箇所を説明。

(2) 会長より、提言5について「子ども・若者の権利に関する条例の制定を」から「子どもの権利に関する条例の制定を」としたことについて補足説明。

- ・ 若者施策の必要性を取り下げるものではない。
- ・ ①国の法体系が18歳で分かれている、②若者を入れることで若年層の親とその子どもが対象となることによる利益相反への懸念、③選挙権が18歳に引き下げられたが、それをどう行使していくかが今後重要で、そのためには18歳になるまでに子どもの権利について施策を充実していく必要があることから修正を行った。
- ・ 提言1において、若者施策の充実について取り上げている。

(3) 事務局（子ども育成課長）より、市の若者施策として子ども・若者自立支援ネットワーク事業、定時制・通信制高校合同説明会の取り組みを紹介。

(4) 委員からの意見等

- ・ 4月に施行される「こども基本法」では、こどもの定義が「心身の発達の過程にある者」とされており、会議の中でも子どもは何歳までなのかという議論になったので、18歳で区分する必要はない。

- ・ 子どもの権利条例に関連して、条例がもとで設置された「川崎市子ども夢パーク」について紹介。
 - ・ 18歳を過ぎても、その先の支援を示すなどはしごを外されないようにすることで考えていけばいいのではないか。
 - ・ 子どもの権利条例をもとに、財源の裏付けをもって子どものうちから支援を行うことが必要。
 - ・ 推進会議の設置根拠は、法律では子ども・子育て支援法に基づいており、同法での子どもの定義は18歳未満とされており、こども基本法とは異なる。確かに、幅広く議論をすることは必要だが、全く違う課題が出てくることで本当に子どもの最善の利益に結びつくのか不透明。そこで、0から18歳までを主眼に子どもの権利条例とする方向性のほうがよい。18歳以降については、別のしかるべき会議体を作って議論する対応が考えられる。
- (5) 会長より、推進会議の委員が子育ての当事者や現場の方、市民等が入っているのは行政の縦割りによるすき間を埋めていく趣旨があり、そこを意識していくことの必要性、子ども委員の意見を受け止めることの重要性を説明。
- (6) 提言5について了承を得る。
- (7) その他の提言については、提言1の「学校内にホッとできる居場所を」について、現場の状況をより踏まえた表現に、提言3については保護者への支援の観点から、女性のみと言及していた点に男性を加えることとなった。
- (8) 全体的な調整は、会長一任で承認を得る。

3. その他

(1) 委員からの報告

- ・ 松本委員より、留学を終えて帰国したことの報告。3月で大学を卒業して4月から就職。
- ・ 佐藤委員より、たまがわ・みらいパークでの朝市等の活動報告。
- ・ 坂下委員より、チャイルドラインたちかわによる学童ワークショップ実施の報告。

(2) 事務局からの連絡

- ・ 「こどもとおとなのほなしい in 市議会議場」で採択された提案の実施報告。
- ・ 提言書の市長への手渡しの日程が、4月11日の午後3時30分からとなった。
- ・ 提言書にグループワークの様子（写真）を載せることについて提案し、承認。
- ・ 次年度の推進会議の大まかな予定について説明。